

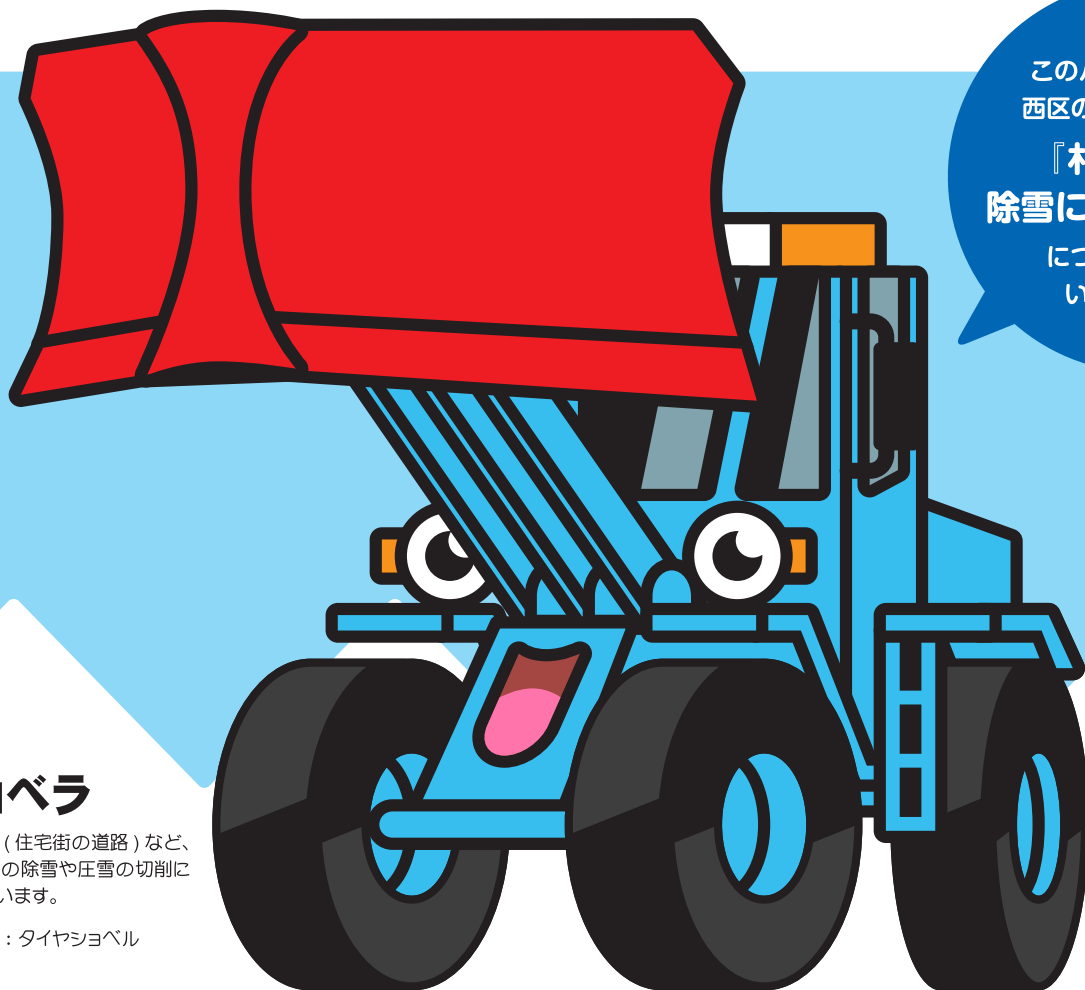
シヨベラと除雪の仲間たち

～みんなで協力「間口除雪」～

このパンフレットは、
西区の皆さまを対象に

『札幌市から
除雪に関するお願い』

について掲載して
いるものです。



シヨベラ

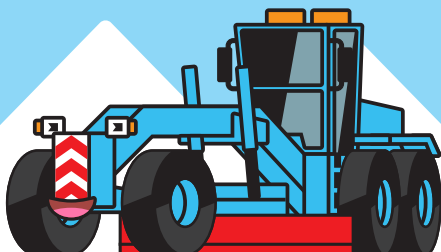
生活道路（住宅街の道路）など、
狭い道路の除雪や圧雪の切削に
活躍しています。

正式名称：タイヤシヨベル

グレードン

幹線道路など、
広い道路の除雪に
活躍します。

正式名称：グレーダ



ロータル

雪を運ぶ際にダントンに積み込
んだり、雪で狭くなった道路を
広げるときに活躍します。

正式名称：大型ロータリ



ロータン

主に歩道の除雪で
活躍します。

正式名称：小型ロータリ



ダントン

ロータルから積み込まれた雪を
雪堆積場などに運ぶ運搬排雪で
活躍します。

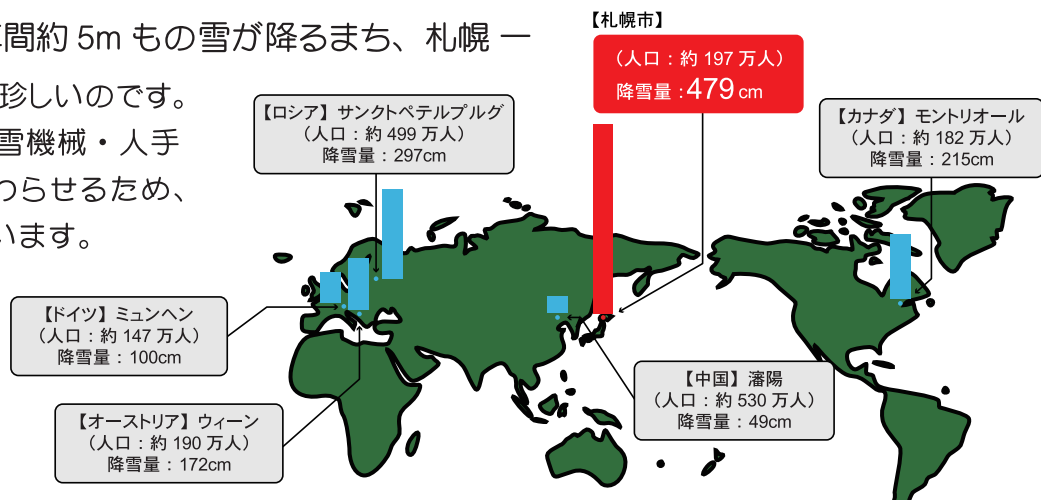
正式名称：ダンプトラック



▲ 世界の大都市のなかでもたくさん雪が降るまち、札幌。

— 人口 197 万人の大都市に年間約 5m もの雪が降るまち、札幌 —

こんなまちは、世界中でも大変珍しいのです。札幌市では、限られた時間・除雪機械・人手によりすべての道路の除雪を終わらせるため、皆さんに間口除雪をお願いしています。



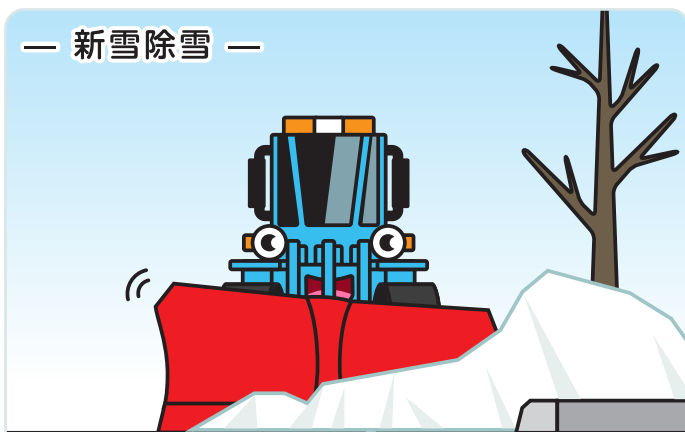
※令和 5 年 4 月 1 日時点

▲ 札幌市の除雪作業のいろいろ

除雪作業には、大別して『除雪』と『排雪』の 2 種類があります。

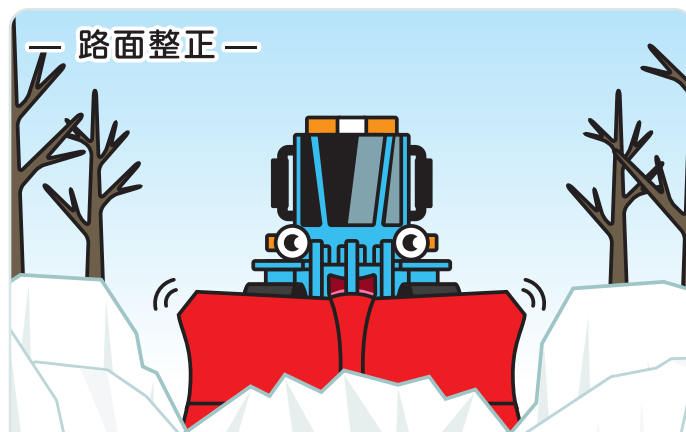
『 除 雪 』

— 新雪除雪 —



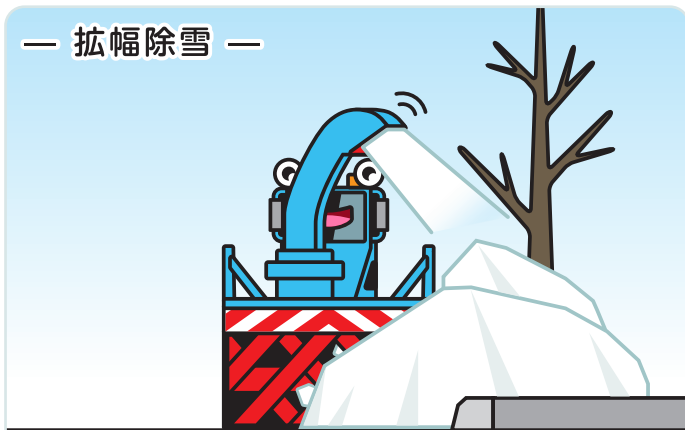
▶ 降り積もった路面の雪をかき分けて道路脇に寄せます。10cm の降雪を目安に、交通量の少ない深夜に作業します。

— 路面整正 —



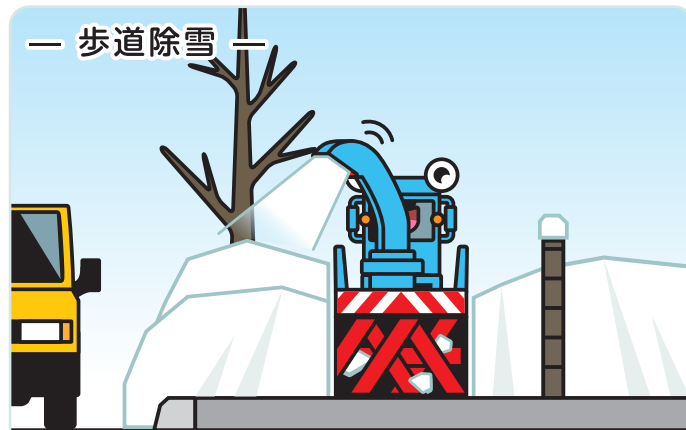
▶ 路面の段差や凸凹、暖気によるザクザク状態の雪を削り、路面を平らにします。

— 拡幅除雪 —



▶ 道路脇の雪を積み上げ、通行できる幅を広げます。

— 歩道除雪 —



▶ 歩道の有効幅員が 2m 以上あり、歩行者が多く、雪を積む幅がある場所を除雪します。

▲ できるだけコストを節約しながら排雪しています。

札幌市の年間の雪対策費は約 216 億円（令和 4 年度当初予算）。このうち、除排雪にかかる費用は約 170 億円（除雪費約 64 億円強、排雪費約 106 億円）です。費用のかかる運搬排雪は、原則として年1回分のみです。

『排雪』

— 運搬排雪 —



▶ 道路脇の雪を雪堆積場へ運びます。

- ▶ 『排雪』には多くの機械や人員を要し、多額の費用がかかってしまいます。（道路の除排雪予算のうち、約半分が排雪に充てられています。）
- ▶ このため、『排雪』は幹線道路や一部の通学路に限定して原則年1回実施しています。
- ▶ 生活道路については、2つの排雪制度（パートナーシップ排雪制度※¹と市民助成トラック制度※²）をご利用いただくことにより対応しています。

※¹ 地域と市の双方が費用を負担し、除雪事業者を含めた三者が協力しながら、生活道路の排雪を行う制度です。

※² 雪を運ぶトラックを無償で貸し出す制度です。

「除雪」と「排雪」の作業に必要な人数と機械台数のイメージ〔幹線道路（2号車）〕

「除雪」の1チーム



タイヤショベル



除雪グレーダ



運転手など

「排雪」の1チーム



ロータリ



タイヤショベル



ダンプトラック



運転手など



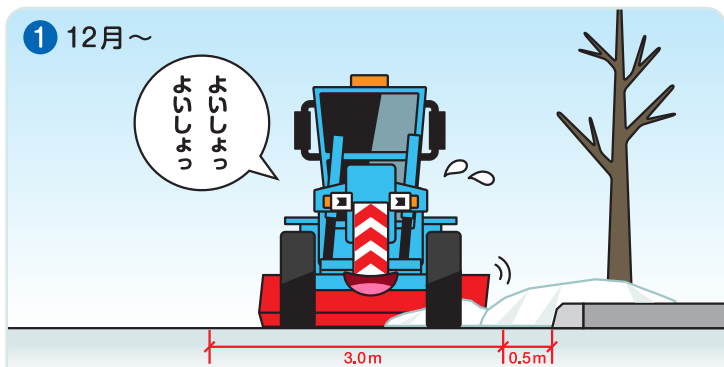
除雪グレーダ



バックホウ

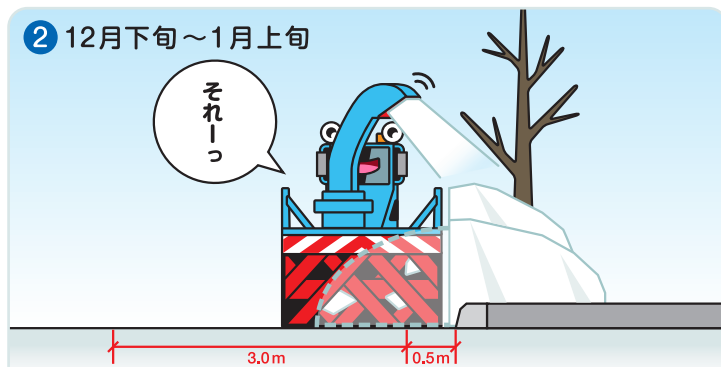
ひと冬の除排雪の流れ【幹線道路の場合】

1 12月～



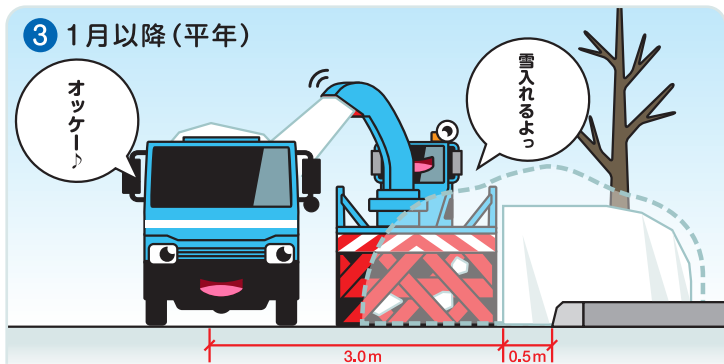
▶ 『新雪除雪』を行います。（グレーダとショベラ）

2 12月下旬～1月上旬



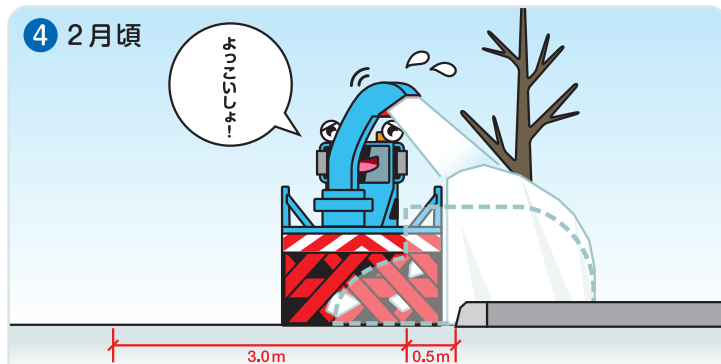
▶ かき分けた雪が増えて通行幅が狭くなれば『拡幅除雪』を行います。（ロータリまたはロータン）

3 1月以降（平年）



▶ 積み上げた雪山が高くなり、『拡幅除雪』ができなくなれば『運搬排雪』を行います。（ロータリとダントン）

4 2月頃



▶ その後、新雪除雪を繰り返して通行幅が狭くなれば、再度『拡幅除雪』を行います。（ロータリ）

ひと冬の除排雪の流れ【生活道路の場合】

- ▶ 基本的に『新雪除雪』のみで対応します。（ショベラ）
- ▶ 路面状況を見て『路面整正』を行ったり、見通しの悪い交差点部の排雪を行います。

▲ かき分け除雪で精一杯。間口除雪をお願いします！

一晩に行う除雪延長は最大で約 5,400km にもなります。これは、札幌から赤道までの距離を上回る距離です。

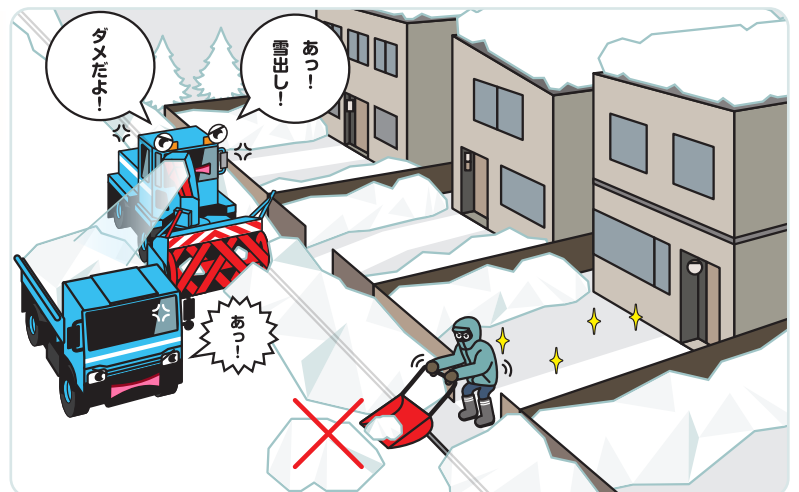
その距離を一晩で除雪するには、限られた時間で効率よく作業しなければなりません。いわば、除雪は『時間とのたたかい』です。そのため、新雪時の除雪は道路脇に雪を寄せる『かき分け除雪』で精一杯なのです。

雪の多い大都市札幌で交通機能を維持するためには、市と市民の共同作業が必要です。かき分け除雪によって置かれた間口の雪は、みなさんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。



▲ 道路への『雪出し』をしないで！

雪を道路へ出す『雪出し』は法律で禁止されており、除雪作業の効率が大幅に下がります。さらには、道幅が狭くなるほか路面が凸凹になり、交通事故の原因にもなります。『雪出し』は絶対にしないようお願いします。



▲ 知っておきたい『間口除雪』のルールとマナー

『新雪除雪』によってかき分けた雪が道路脇の間口に寄せられます※。
この『間口除雪』のルールとマナーを守り、良好な冬みち環境の確保にご協力ください。
(※民間排雪をしている歩道上であっても、『新雪除雪』によりかき分けた雪が置かれますが、ご理解をお願いします。)

基本的な雪処理の方法

○ 適切な処理方法

- ① 敷地内の雪は敷地内へ移動
- ② 敷地外の雪は通行の支障とならない場所へ移動

✕ 不適切な処理方法

- ③ 市の除雪により通行幅を確保した場所へ雪を戻す

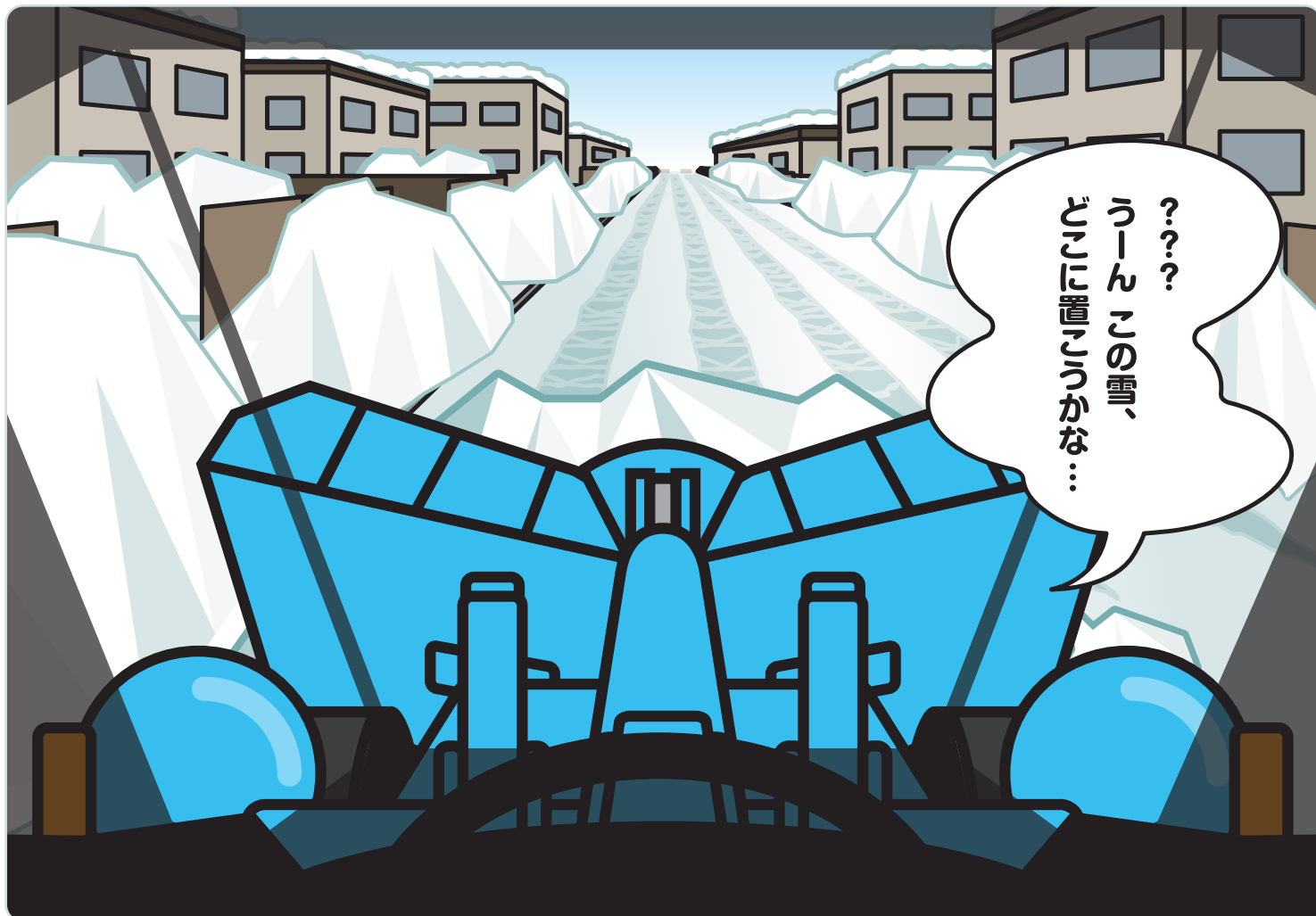


『路面整正』と『間口除雪』

～出入口にはできるだけ雪を置かないようにするけれど…～

雨や暖気により路面の圧雪が融けて車や歩行者が通行しにくくなる時は、路面の雪を削り取る『路面整正』という作業を行います。

路面整正の際に削った雪は氷のように固くて重いので、間口除雪が困難になります。このため、間口の出入口にはできるだけ雪を置かないように除雪をします。



ただし、出入口に置かないようにした雪は、その分、道路内の他のどこかに置かなければなりません。

住宅が密集した場所では、止むを得ず出入口以外の間口内に雪を置かせていただくことがありますので、ご理解をお願いします。



こういう時、どうするの？ ～こんな方法もあります～

「間口除雪」の雪を置く場所がない!!

回答 例えば、覚書を交わして公園を地域の雪置き場として利用してはどうでしょうか。

◎雪置き場としての公園利用

公園を雪置き場として利用することは原則禁止ですが町内会と市との間で「覚書」を交わし、ルールを守ること利用できます。

＜原則＞

子どもたちの事故、遊具・樹木の損傷の恐れがあるため、公園には原則、雪を置くことができません。

公園を雪置き場に利用することもできるんじゃないかな

けがや不慮の事故を招く可能性があります！

雪の重みで遊具や樹木が損傷してしまいます！

＜公園を利用する場合＞ 覚書を交わします

公共の公園だからルールを守らなくちゃね

公園を雪置き場にする場合のルール・注意点

- ◎パトロールを行う
- ◎機械での雪入れはしない
- ◎遊具・樹木の周りに雪を置かない
- ◎春の清掃を行う

※雪を入れるためのスロープは、道路と直線的に結ばず、勾配を緩くしてください。

地域除雪ボランティア活動への除雪用具の貸出

市民や団体が地域で行う除雪ボランティア活動への支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



道路の除雪



個人宅の間口除雪



消火栓やゴミステーション周辺の除雪

詳細は西区
土木センター
にお問合せください



除雪ボランティア活動に使用する用具（スコップ、スノードンプ、そり等）をお貸しします

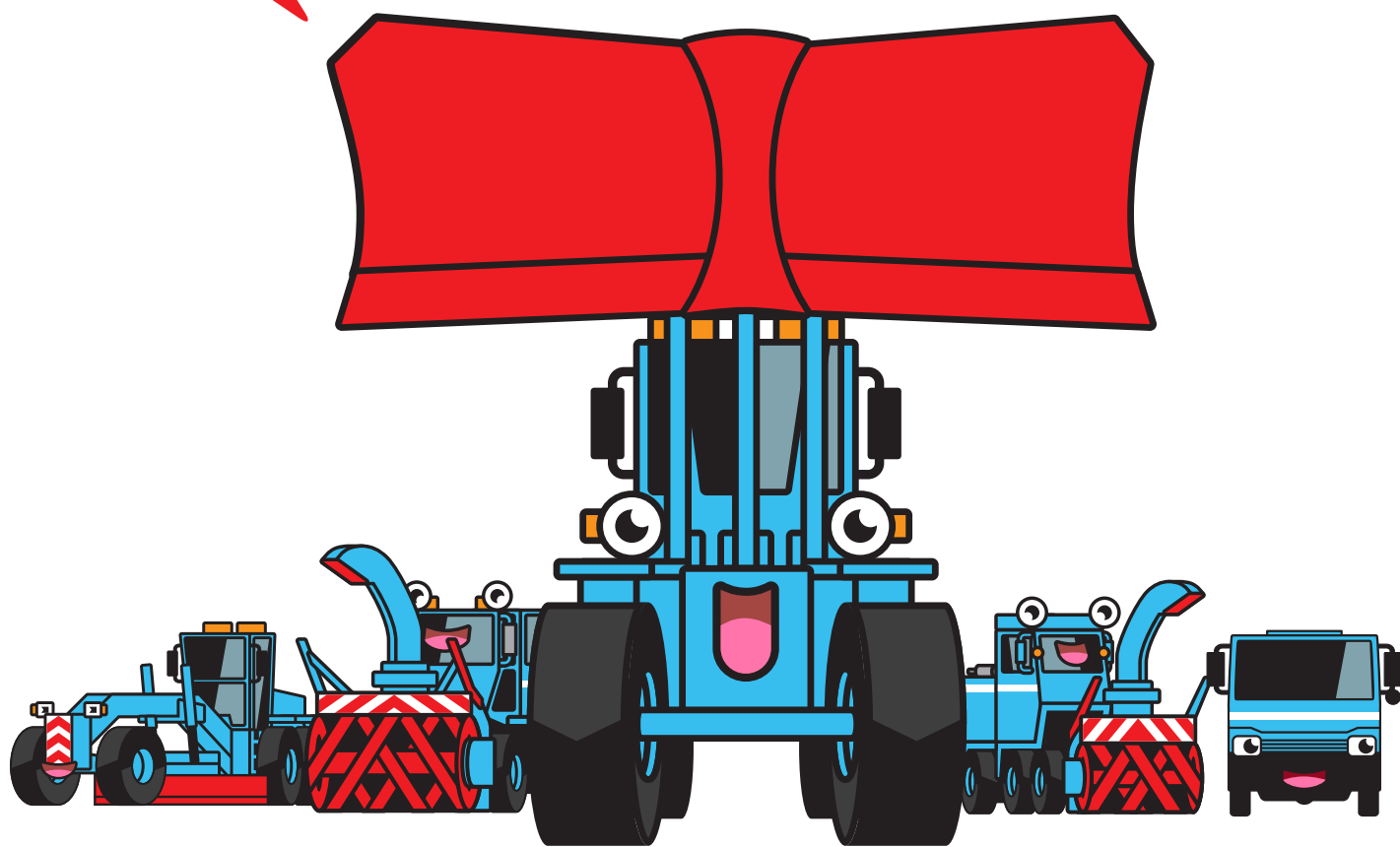
（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）



- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。団体の代表者は成人に限ります。
（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。
（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

ルールとマナーを守り、『間口除雪』にご協力下さい!!



このパンフレットはホームページでもご覧になれます。

札幌市 西区土木部

検索

札幌市西区土木部ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/nishi/doboku/>

【発行・お問い合わせ】札幌市西区土木部維持管理課 TEL: 667-3201

〒063-0049 札幌市西区西野290番地10



さっぽろ市
02-G02-23-1706
R5-2-1129